二　消費動向

家庭用電気冷蔵庫は、昭和48年には普及率が94.7％（内閣府「消費動向調査」による。）となり、昭和50年代からほぼ全戸に１台の時代を迎え、庫内を食材別により仕切るタイプが一般化するとともに、自動製氷機を搭載したものが商品化されるなど、製品の多様化が進んでいる。

また、大手資本によるチェーン店舗としてコンビニエンスストアの展開が急速に進み、消費者の消費動向にも変化が現れている。近年は猛暑の影響によって、若い世代の間でかき氷がブームになり、需要が増加しているが、これは季節的要因による特需が顕著に出た事例であって、主要販売先である飲食業の低迷という構造的問題を抱える中、氷雪販売業は依然として厳しい状況にある。

社交業や喫茶店営業においては、業務用自動製氷機の導入が進んでおり、純氷の品質の宣伝等の営業努力にもかかわらず、氷雪販売業への氷の需要が低迷する一因となっている。

三　営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針（複数回答）としては、「廃業」23.4％、「価格の見直し」及び「経営の多角化」がともに12.1％となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。

第二　前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立された氷雪販売業の組合（平成26年12月末現在、13都道府県で設立されている組合）においては、前期の氷雪販売業の振興指針（平成23年厚生労働省告示第54号）を踏まえ、生衛法第56条の３第１項に基づき、振興計画を策定し、実施しているところであるが、当該振興計画について、全５か年のうち４か年終了時である平成26年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

表　振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

	事　業　名	達成	概ね達成	主　な　事　業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	17％	67％	・食品衛生に関する講習会の開催 ・衛生管理の調査研究 ・消費者への信頼確保のための指導
2	施設及び設備の改善に関する事業	０％	50％	・店舗形態及び内部構造の改善 ・設備の整備
3	消費者の利益の増進及び商品の提供方法に関する事業	20％	80％	・営業時間、休業日等の表示の指導 ・苦情相談窓口の設置 ・消費者マニュアルの作成
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	20％	80％	・経営講習会、各種研修会の開催 ・経営に関する相談及び指導
5	営業者及び従業者の技能向上に関する事業	50％	17％	・技術講習会の開催
6	事業の共同化及び協業化に関する事業	50％	50％	・共同購買の実施 ・コストの軽減及び配送システムの調査研究
7	仕入れ方法の工夫及び取引関係の改善に関する事業	33％	67％	・製氷メーカーとの懇談会の開催
8	従業者の福利の充実に関する事業	50％	50％	・共済制度の加入促進 ・定期健康診断の実施 ・各種レクリエーションの実施
9	事業承継及び後継者支援に関する事業	60％	20％	・後継者育成支援のための研修会等の開催 ・人材育成システムの確立
10	環境の保全の推進に関する事業	20％	40％	・公害防止に係る法令の遵守に関する指導
11	省エネルギーの強化に関する事業	０％	25％	・省エネ設備等の導入に関する指導
12	少子高齢化社会への対応に関する事業	50％	０％	・少子高齢化対応のためのアンケート調査
13	地域との共生に関する事業	50％	０％	・地域イベントへの参加

㈱　データは、平成23年度から平成26年度までの評価結果を集計したもの。

国庫補助金としての予算措置（以下「予算措置」という。）については、平成23年度より、外部評価の導入を通じた効果測定の検証やＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Plan（計画）―Do（実施）―Check（評価）―Act（改善）の段階を繰り返すことをいう。）の確立を目的として、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会」において、補助対象となる事業の審査から評価までを一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。

このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、事業目標及び成果目標を可能な限り明確化した上で、達成状況についても評価を行う必要がある。

当該振興計画等の実施に向けて、組合及び連合会においては、本指針及び振興計画の内容について広報を行い、組合未加入の営業者への加入勧誘及び組合未結成地域の営業者への組合結成の支援を図ることが期待される。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨及び組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも考えられるため、都道府県、保健所設置市又は特別区は、営業者による営業の許可申請又は届出等の際に、営業者に対して、生衛法の趣旨並びに関係する組合の活動内容、所在地及び連絡先等について情報提供を行う等の取組の実施が求められる。

第三　氷雪販売業の振興の目標に関する事項

一　営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

営業者は、国民の食生活の充実と日本の食文化の向上に大きな貢献を果たしてきた。一方で、家庭用及び業務用の製氷機の普及が進み、また、スーパーマーケット等との競合関係もあることから、良質な氷として評価が高く、商品の差別化が可能な純氷商品の提供を推進するとともに、顧客である個々の飲食店等の要望に対応して、丸氷、ダイヤアイス等様々な形態の純氷商品や飲食店等に関連する商品を併せて提供することによって、氷雪販売業の社会的及び文化的な機能を守りながら、今後の更なる需要の拡大に向け努力することが期待される。